

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術

(令和6年1月～令和6年12月)

区分1に分類される手術		手術件数	備 考
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	

区分2に分類される手術		手術件数	備 考
ア	靱帯断裂形成手術等	0	
イ	水頭症手術等	0	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	

区分3に分類される手術		手術件数	備 考
ア	上顎骨形成術等	0	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バゼドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種腎移植術等	0	

区分4に分類される手術		手術件数	備 考
腹腔鏡下胆のう摘出術		0	
腹腔鏡下虫垂切除術		0	

その他の区分に分類される手術		手術件数	備 考
人工関節置換術		101	
乳児外科施設基準対象手術		0	
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術(電池交換含む)		0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しない ものを含む)及び体外循環を要する手術		0	
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈血栓切除及び 経皮的冠動脈ステント留置術		0	